

休日開庁日について

H31.1.21

休日の開庁日が正直少なすぎます。他の自治体では確実に週末の土曜日または日曜日に開庁している出張所があります。夫婦共働きの場合、各種証明書を取りに行けるのは週末のみです。

そのため、最低土曜日月1回、日曜日月1回、それも9時～17時まで開庁していただきたい。

今の休日開庁は日数も時間も無いよりはましというレベルにすぎず、もっと行政サービスを向上して欲しい。

回 答

当町では、平成18年4月から毎月・最終日曜日を休日開庁日として税務住民課の窓口業務を行っています。

取り扱う業務は、住民票等の交付、印鑑登録の受付、税金を納めに来た方の受け付け、納税証明書等各種証明書の交付や納税相談を行っているところです。

なお、平日に来庁できないお客様につきましては、戸籍、住民票の証明書及び税務課の各種証明書について郵便による交付請求の受け付けや、あらかじめお電話でご相談、予約をしていただくことにより、休日開庁日（午前8時30分から午後5時まで）に、日直者から住民票をお渡しできるようご案内をさせていただいております。

休日開庁サービスを開始して以来10年余りが経過いたしました。ご指摘をいただきました休日開庁日の拡充につきましては、今後も利用状況等を見ながら検討してまいりたいと考えます。

町としましては、人口減少による税収減や、増大する行政需要への対応に加え、本年4月に施行される働き方改革関連法による労働法制の規制強化により、行政サービスの向上は一層厳しさを増すことが予想されますが、町民の皆様から寄せられるご要望に対し地方自治体としての持続可能性を堅持しつつ、行政サービスの維持・向上に努めてまいります。

《担当課：総務課》